

任意継続被保険者の保険料について

任意継続被保険者の保険料は退職したときの標準報酬月額を基準にして決まります。その標準報酬月額に当健保組合の保険料率をかけた額が保険料です。なお、保険料は全額自己負担となります。保険料率や毎月の保険料額は、当健保組合のホームページをご確認ください。
(40歳以上65歳未満の日本国内に住所を有さない方は、介護保険料が免除になります。)

◆保険料の納付について

任意継続被保険者制度に加入時に保険料の納付方法を選択してください。
(毎月払い・半期前納・全期前納)

*毎月払いを選択された場合・・・

毎月10日(金融機関休業日の場合は翌営業日)に、当月分の保険料が自動振替となります。
(ゆうちょ銀行に専用口座を開設いただきます。)

*前納を選択された場合・・・

半期分(6か月分)と通期分(12か月分)の保険料を一括で前納いただく方法です。
通期の方は3月、半期の方は9月に翌期分の保険料をお振込みいただきます。
(振込手数料は被保険者のご負担となります。)

◆保険料の前納の割引について

保険料を前納する場合、複利現価法による年4%の割引により保険料の負担が軽減されます。

<複利現価法について>

複利現価とは、将来の一定の金額は金利分を割り引くと今いくらになるかという現在価値を表したものです。前納する額は、前納に係る期間の各月の保険料額を年4%の利率で複利現価法によって割り引いた額の合計額を控除した額となっています。

1ヶ月早く納めるごとに0.33%(4% ÷ 12ヶ月)だけ保険料が割り引かれますが、初年度は最初の1ヶ月は割引が適用されず、2ヶ月目から割引が適用されます。

(例) 4月から特例退職被保険者加入。1年分の保険料前納を選択。(初年度)

4月=割引無し。

5月=0.33%割引

6月=0.33% × 2ヶ月分(0.66%)割引

7月=0.33% × 3ヶ月分(0.99%)割引

8月=0.33% × 4ヶ月分(1.32%)割引

↓以下同様に割引 翌年3月=0.33% × 11ヶ月分(3.63%)割引

4月～翌年3月までの合計が1年分の前納保険料となります。2年目以降は4月も割引対象となりますので、翌年3月の割引は0.33% × 12ヶ月=3.96%割引となります。